第四・三条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、いかなる利害関係者についても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、修正された情報を可能な限り当該改正の効力発生に先立って容易に利用可能なものとする。

3　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項であって自国の関税法令に関するものについての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供する。

4　各締約国は、税関に係る事項に関する両締約国の利害関係者からの妥当な照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、特に自国のウェブサイトにより、当該照会所の名称及び住所を公に利用可能なものとする。

第四・四条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性がある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次のことを行う。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　自国の税関手続を簡素化すること。

(c)　関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。

(d)　適当な場合には、自国の税関当局と次のものとの間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

(iii)　第三国の税関当局

3　各締約国は、影響を受ける当事者に対し、自国による税関に係る事項についての行為に関する司法上又は行政上の審査手続であって容易に利用可能なものを提供する。これらの審査は、当該行為の行政上の実施に責任を有する当局から独立したものとし、及び公平かつ公正に実施する。

第四・五条　一時輸入及び通過物品

1　各締約国は、自国の法令及び国際的な義務に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2　一方の締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3　両締約国は、セミナー、研修課程その他の措置を通じて、物品の一時輸入のための通関手帳の国際的な義務に基づく使用及び両締約国又は第三国における通過物品の通関の円滑化を促進するよう努める。

4　この条の規定の適用上、

(a)　「物品の一時輸入のための通関手帳」とは、次の条約におけるものと同一の意味を有する。

(i)　日本国については、千九百六十一年十二月六日にブリュッセルで作成された物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約

(ii)　モンゴル国については、千九百九十年六月二十六日にイスタンブールで作成された一時輸入に関する条約

(b)　「一時輸入」とは、関税の納付につき全額の又は部分的な免除を受けて物品を関税領域に条件付で持ち込むことができる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第四・六条　事前教示

輸入締約国は、自国が採用し、又は維持する関係法令又は手続に基づく書面による申請があり、かつ、教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、物品の輸入に先立ち、次の事項について、事前の教示を書面により行うよう努める。

(a)　当該物品の関税分類

(b)　当該物品の関税評価

(c)　当該物品が前章の規定に基づき輸出締約国の原産品に当たるか否か。

第四・七条　協力及び情報の交換

1　両締約国は、税関手続（禁制品の取引並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出への対応を含む。）の分野において相互に協力し、及び情報を交換する。

2　そのような協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

3　第一・八条2の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第四・八条　税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する分野であって、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべきものを特定すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会の組織については、実施取極で定める。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第五章　衛生植物検疫措置

第五・一条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国の全ての衛生植物検疫措置であって、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づくものについて適用する。

第五・二条　権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第五・三条　措置の調和

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第三条に規定するところにより、衛生植物検疫措置の調和に関連する事項について、できるだけ広い範囲にわたり協力するよう努める。その協力は、各締約国が衛生植物検疫措置の適用に関する協定第五条の規定に従って決定した人、動物又は植物の生命又は健康に関する自国の適切な保護の水準を変更することを求められることなく行われる。

第五・四条　措置の同等

1　輸入締約国は、輸出締約国が当該輸入締約国に対し当該輸出締約国の衛生植物検疫措置が当該輸入締約国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成することを客観的に証明するときは、当該輸出締約国の衛生植物検疫措置を同等なものとして認める。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、特定の衛生植物検疫措置の同等の認定について二国間で取決めを行うために協議を行う。